

※にいじま 議会だより

第59号

平成23年12月



平成23年第4回定例会（12月）

会期日程

第4回定例会は平成23年12月13日に開催され、
各種補正予算などを審査しました。

もくじ

一般質問から	2～5
コラム	6
編集後記	8

Q & A 一般質問

議員は「住民に代わって」村の行政全般に対して、事務の執行状況や将来の方針、計画あるいは疑問点などについて所信や疑問をたずることができます。

山本均議員



問 国勢調査の結果を踏まえた村の元気対策はいかに？

答 私は3月定例会において国勢調査の速報値についてというテーマで新島村の人口減少に対する村長の所見を伺いました。村長は若者の住宅確保や子育て支援を取り上げていましたが、島の魅力を高めるためにどのようなことをしようとしているのか、所見を伺います。また、就業場所の確保について村長の基本姿

勢および具体策を教示願います。

答 若い年齢層の定住人口を増加させるにはまず、拠点となる住居の確保が必要だと考えます。島の魅力という話では自然環境、人情や治安のよさなどがあります。この上を立てて住みやすい環境整備や施策の展開を考えています。

子育てでは施設の充実や支援のあり方など再度検討していきたい。雇用の場の確保は島の産業の振興を図っていききたい。

高齢化の問題があるが、元気に働ける高齢者がふえるよう高齢者のための働く場の確保や憩いの場の整備などを進めていきたい。



新島観光協会はどうなっているのか？

問 村は新島観光協会の現状をどうとらえ理解しているか、教示願います。また村の同協会に対する今後の事業の取り扱いはどうなっているか回答をお願いします。

答 新島観光協会の総会で案件が承認されないのは、同協会の未払金状況や返金計画等々が作成されていないのが主な理由となっています。11月末ごろ計画案を示し、会員に承認されました。今年度は観光パン

フ印刷の補助申請が出ていて、観光PRに必要不可欠なものと考え、実施する予定であります。

平成23年度以前の補助金事業は事業報告書が提出された段階で、領収書の有無や状況写真等を審査し、適正に処理しています。適正に執行していない事業が発覚した場合にははかるべき対応をとっていきます。

今後の観光協会に対する支援等は、総会が開催された上で諸案件が承認されなければ行わないスタンスでい



ます。が、会費や仲介手数料だけで維持運営するのは極めて難しい状況で、観光振興に有効と判断した事業については補助金等で支援してまいります。

若郷渡浮根港への臨時バス運行の可能性は？

問

前回このテーマで質問した際、この1ヶ月中旬までは新島観光協会が臨時バスの運行をしていたが、突如中止になったとのことでした。村は代替策を関係機関と協議するとのことですが、その結果はどうだったのか、詳しい説明をお願いいたします。

また、民間である観光協会に対してバスを無償譲渡するとは問題がめんどいと思うが、村はどのような見解をお持ちなのか詳しい説明をお願いいたします。

答

観光協会から村の老朽化したバスを無償でもらえば、臨時バスの運行を行いたいとの申し出があり、覚書を交わし譲渡しました。村に何の報告もないまま突然バスの運行を中止したことは残念に思っています。今後とも可否を含め関係機関と協議していきます。村の財産を民間に無償譲渡したこの指摘は、個人ではなく村の大事な産業である観光について、観光協会へ興の一助と考えます。



福島県の避難者の受け入れを

問

東日本大震災の津波の影響による、福島県原発事故が元で、放射能汚染が大きな環境問題となっています。多くの県民が県外へ移転を余儀なくされていますが、新島村では避難者を積極的に受け入れる体制づくりをすべきだと思います。村長の見解を伺います。

答

現在までに問い合わせは1件あったが、生活の拠点となる住居の確保ができなくて断った経過があります。決して受け入れを拒んでいくわけではなく、生活の拠点となる住居の確保、生活する上での仕事の確保等、問題が山積していることを理解していただきました。

青沼進二議員



自立支援法に代わる新法について

問

障害者自立支援法に代わる法案が、障害者総合福祉法と名称が変わって閣議決定し、来年提出されます。今でも不安定な障害者自立支援法がどのように変わっていくの心配があります。この障害者総合福祉法は、もう議論され、まとめ上げて提言されたと聞いています。新島村においても、障害者の方がこれから多くなっていくと思います。

今回の制度改正は、どのような内容か、また新島村はどのように考えているのかお聞きします。

答

国は障害者自立支援法を廃止し、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法を制定するとし、平成25年8月の施行を目的に、厚生省内に設置した障害者制度改革推進会議総合福祉部会において、検討が進められています。この制度が施行されるまでの間の処置として、平成22年4月から、低所得者の障害者につき、居宅介護や施設入所などの障害者福祉サービス及び補装具にかかわる利用者負担を無料とし、また、この10月からは、低所得者のグループホーム、ケアホーム利用者の家賃について助成する制度も始まっています。

います。今回の制度改革の内容はその質問ですが、あくまでも障害者制度改革推進会議福祉部会からの提言であり、国会で正式に審議されたものではない事はご理解を。

提言では、障害の無い市民との平等と公平、障害の種別間や制度間の空白の解消、格差の是正などを骨格に、尊重と安心を与えてくれる社会のために、自ら参加し貢献しようとする新法案が示されています。

また、平成23年5月に国会で審議され可決した、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律において、平成24年4月から市町村は指定相談事業者の指定を行い、指定を受けた事業者が障害者支援相談支援サービス等利用計画の作成をし、障害



者が求めるサービス等に市町村が支給基準等を調整後、支給決定しなければならぬといとされる。村が実施しなければならぬ新たな事業等は、前向きに実施したいと思っておりますが、選択的事業は、必要に応じて検討していきます。自立支援法で行われていたホームヘルプサービスや島外施設・グループホームを利用の方などに対しては、今後ともサービスレベルを下げることなく利用できるよう努めます。その他、障

害者支援事業として実施しているデイ・サービス事業や医療事業や医療助成サービス提供事業、就労機会創出事業、就労支援事業についても、実績を見ながら、必要に応じて支援の内容を検討してまいります。

第5期介護保険制度について

問

この9月にも質問しましたが、再度いたします。介護保険制度においては、第5期の介護保険事業計画を策定している段階となっていると思いますが、新島村ではもう策定出来ているのか、またどのような審議がされているのかお聞きします。来年度においては、介護保険料の改正があるか聞いています。現在、新島村についての保険料は4千200

答

平成24年度から平成26年度までの3年間となり第5期介護保険計画について、11月28日に第1回の策定委員会を開いており、法改正による新たな制度、全国平均の第5期介護保険料の見込み額、式根島での介護施設などについて話し合っております。新島村の第4期の介護保険基本料は4千200円とし、段階的な緩和処置を行ってきました。第5期の全国的な平均保険料

円であります。国の試算によりますと全国平均約5千円を超える見込みです。そこで、大島町では介護保険料は、現在、3千800円と聞いています。新島村はそこまで行かなくとも、現在よりも村民の負担を軽くする方向を示してはと思います。村長に伺います。

◆ ◆ ◆ 議長と副議長 ◆ ◆ ◆

議長と副議長は、議員の中から議員による選挙によって選ばれます。議長は、村議会の代表者です。会議のときには、議場の秩序を保つこと、議事を順序よく進めること、議会事務を処理することなどについていろいろな権限が与えられています。また、新島村議会の代表としていろいろな会議に出席したり、他の機関と協議したり、議会を代表する重要な役目もついています。

副議長は、議長が欠けたとき、または病気や公務出張などで不在のときに、議長のかわりをつとめます。

は5千200円くらいと見込まれ、国は、保険料上昇の緩和処置として、各都道府県の財政安定化基金の取り崩しを行い、介護保険料の軽減に活用するとしています。

新島村介護給付費準備基金の平成22年度決算で、積立金は4千993万円で、平成23年度取り崩し後の基金積立金は4千万円くらいと見込まれ、財政安定化基金としてこの準備基金を取り崩して、値上がりを抑え、現状維持が出来る様に検討しています。国の、社会保障



式根島の介護福祉施設について

問

式根島介護施設は、以前にも増して声が上がっています。式根島においては、高齢化率が約40%近くになっています。今まで、何回となく同僚議員、そして私も一般質問に上げてきました。再度、介護福祉施設を式根島に早急に設置との声が大きくなっています。近年、老・老介護の方々を多く見かけるようになりました。以前、村長は式根島支所を建てがえの時に併設して設置との話がありました。が、それではいつになるのかわかりません。ぜひ式根島島民の念願であります介護福祉施設をと思います。



村長のお考えを。

答

以前から式根島地区において施設整備の要望がある事は承知しています。新島村老人ホームの増床に伴い、入所待機者の減少が期待されましたが、高齢化が進み11月末現在31名の待機者がいます。その中には比較的介護度の低い方も見受けられています。式根島地区において、介護福祉施設の民間事業者参入の話がありましたが、運営上の問題で合意には至らなかったことも聞いています。現在、第5期介護保険事業計画の策定を行っています。その中で、式根島地区の今後における福祉サービスについての話が出ています。第4期介護保険事業において、本村と同様な施設については安定的な運営が危惧されていました。それを踏まえて、第4期介護保険事

業計画、新島村総合計画後期基本計画の中でも明記されています。式根島地区のデイ・サービス等の拠点施設の整備について充実を重視しています。整備については、老朽化した式根島支所の施設整備に合わせ、複合的かつ多目的な施設整備を行うことも一つの計画と考えています。今後、関係機関との協議・検討が必要となるのでご理解、ご協力を願います。急いで施設を設置しよとの御意見ですが、申し上げた通り支所との兼ね合いで、今、事業計画を進めている事をご理解願います。



議員のひとりごと

議員報酬は必要か否か？

このようなテーマを掲げると、どうせ議員の考えることだから自己弁護に終始するに違いない、では眉にツバをつけて読むとしよう、となるかもしれない。そう受け止められても致し方ない面もあるが、議員は果たして必要か、議会はなくしてはならない存在か、こういったことと合わせ考えていくべきことと思う。

議会と対を為すのが行政であり、議員と同じように選挙で選ばれた村長が運営している。常勤であり大勢の職員と同様に丸一日仕事をしている。このためか村長の報酬についてはほとんど問題視されることがない。議員の場合、年 4 回の定例会、必要に応じて開かれる臨時会、これらが主な仕



事で他に議会内の各種委員会、条例で定める行政の各種委員会がある。全部合わせても年 30 日にも満たない。それでいて月々報酬とは、といった方向へ議論の矛先は向かっていく。

それでは日当制にしたらどうか、という意見がある。現に少数ではあるが、そのような地方議会がある。しかしこれもおかしい話で議員は議会のあるときだけ活動しているのではない。住民と触れる日常活動は欠かせないし、行政とほどよい緊張関係を保つには常に勉強していかなければいけない。

これに対して、大義名分を掲げて使命感を持って議員になったはずでそれくらいボランティアでやれ、との声が出そう。確かに一理ある。だけど現実には霞を食べては生きていけないし、そうした場合、経済的に余裕のある人、会社経営者や自営業者しか議員になれない。これでは若い人が排除される確率が高くなる。若い人が立候補しない理由に、あんな安い報酬では生活出来っこないじゃないか、という話はよく聞く。

やはり住民としても議員としてふさわしい人に活動してほしいだろうし、経済的な理由で出馬を断念してしまうのは地域全体の利益からして不幸なことではないだろうか？経済的ハンディをとっばらってできるだけ多くの候補者が名乗りを上げ、住民にとって選択肢が増えることは議会の質の向上の第一歩とっていい。

議会の存在意義を考えてみると、人の歴史を紐とけば一握りの権力者(国王、皇帝など)が国を治めるやり方(行政にあたる)は世界共通で、極めてありふれていて制度としてほとんど価値がない。権力は腐敗する。絶対的権力は絶対に腐敗する、という箴言しんげんがあるが、人は何でも思いどおりになると横暴になることが経験則上知られている。

これに対しては当人が死ぬのを待つか、反乱を起こすかとなる。しかしその後よくなることの保証はない。最初はよくてもたいがいは元の本阿弥となる。こういった状況で希に権力をチェックすればいいじゃないか、という考えが生まれ、出来上がったのが議会の沿革である。議会の存立の根底にあるのは法と議論が保証されていることである。

要するに私の言いたいことは行政は必然的なものだが、議会はある一定の条件が整った場合しか生まれ得ない希有な存在だということだ。現に世界には議会のない国が多い。だから議会なしに国を運営していくことはできる。が、その結果どういうことが起きるかは歴史が証明している。

今の地方自治の制度は戦後に産声を揚げた。これは日本が戦争に突入し惨めな敗戦みじの憂き目に逢ったのは議会制民主主義がしっかり根付いていなかったからだ、というにがい思いが出発点になっている。

地方自治は民主主義の学校である、と言われている。国政となると難しい専門用語が飛び交い縁遠いものであるが、自分たちの身近な村はどうなるのか、村をどのようにしたらいいのか、これは即、生活



に直結する問題であり、みなさん大いに関心があるはずである。私たち一人一人がしっかりした見識を持ち発言し行動を起こしていけば健全な理想の村に一步一步近付いていき、これが全国的規模で展開されれば国は揺ぎないものとなる。

だから地方自治は大事なんだ、と理屈の上では納得できる。

そのみなさんの立場を代弁するのが村の議員であり、村議会という開かれた公の場で討論し決定し形作られていくことになる。

以上のことから村議会の重要性はご理解いただけたと思う。で、村議員と報酬との関係は？という、これは本質的なものではない。有償、無償によって議会の重要性が変わってくるかと言えばそんなことはない。ただ今後とも村議会を意義あるものにし、その役割を十二分に果たしていくためには、構成員である村議員に意欲、見識のある人たちに名乗りを揚げてほしいものだし、それにはやはり後顧の憂いのないようある程度の経済的な保証は欠かせないと思うが、どうだろう？

じゃあ、それで村議員は住民のため村のためしっかり働くのか、と問われると、ウーンそれはみなさんが選ばれた村議員ですから……。

編集後記

テレビ画面では時々感動的な場面が出てくるが、日常生活では感動的なことが少なくなってきたように感じます。最近、畑に行くことが多くなってきたが、道すがら何でもない光景だと思っていたことが、一寸したきつかけで、全然別の見方ができると思ったことがあります。

それは畑道の通行の妨げになる樹木の枝や、雑草などを伐採してきれいに整理清掃作業をしている方々に出会った時のことです。普段なら「あー作業しているんだな」と思うくらいで通り過ぎるのですが、よく見ると実にきれいで丁寧な仕事をしていることに気づきました。きちんと刈り込んだ枝葉、丁

寧に取り除かれた雑草、見ていて気持ちがいい。丁度、床屋さんに入るときはぼさぼさの頭が、出る時はさっぱりしたあの感じ。夏の暑い時、風の強い時、島のあちこちで見かける新島村シルバー人材センターの皆さんでした。高齢者社会の到来といわれて久しいですが、きびきびとして手際の良い仕事振りを見ていると、高齢者と呼ぶのはいささか抵抗を感じます。しかし、運営状態は必ずしも順風満帆ではないと聞きます。健康で丈夫な体でいつまでも働いてもらうためにも安定的な運営を続けていけるよう願っております。

● 広報委員

戸田 邦市